

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経 規程第51号</p> <p>第1条 省略 (適用範囲)</p> <p>第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。<u>ただし、代金の支払期日を定めている工事請負契約基準第32第2項、製造請負契約基準第21第2項及び物品供給契約基準第6第2項については適用しない。</u></p> <p>第3条～第10条 省略</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第11条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名</p> <p>二 入札金額</p> <p>三 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印</p> <p>四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印</p> <p>第2項～第3項 省略</p> <p>4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。</p> <p>第5項 省略</p> <p>第12条～第17条 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり) (適用範囲)</p> <p>第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 本学における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。</p> <p>第3条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第11条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載又は記録した入札書(以下「入札書」という。)を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名</p> <p>二 入札金額</p> <p>三 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又は電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)</p> <p>四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印又は電子署名</p> <p>第2項～第3項 省略(現行どおり)</p> <p>4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。</p> <p>第5項 省略(現行どおり)</p> <p><u>6 契約担当役等は、競争加入者に電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により入札書を提出させるときは、第4項の規定にかかわらず、当該入札書とその内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。</u></p> <p>第12条～第17条 省略(現行どおり)</p>	

<p>(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)</p> <p>第18条 会計規則第34条第2項に規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 前項に規定する契約について、会計規則第34条第2項第1号及び第2号に該当する場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>一 工事の請負契約については、<u>予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>二 製造請負契約については、<u>予定価格算出の基礎となった直接工事費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>三 <u>工事又は製造その他の請負契約で特別なものについては、第1号又は第2号の規定にかかわらず、競争入札ごとに2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>第3項～第4項 省略</p> <p>第19条～第57条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)</p> <p>第18条 会計規則第34条第2項に規定する本学の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。</p> <p>2 前項に規定する契約について、会計規則第34条第2項第1号及び第2号に該当する場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>一 工事の請負契約については、<u>競争入札ごとに予定価格の10分7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>二 製造請負契約については、<u>予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>三 <u>その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>四 <u>前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合</u></p> <p>第3項～第4項 省略(現行どおり)</p> <p>第19条～第57条 省略</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

附 則 (21規程第28号)

この規程は、平成21年10月5日から施行し、平成21年7月1日以降に契約締結するものから適用する。